高浜原発3号機の蒸気発生器細管損傷事故に関する要望書

「原因と対策」を出す前提として、全ての「異物」とその発生源を特定すべき

原子力規制委員会 委員長 更田豊志 様

関西電力は9月7日、高浜原発3号機の蒸気発生器伝熱管(細管)損傷事故(2月18日公表)について、「原因と対策」をとりまとめたとする報告書を、原子力規制委員会に提出しました。しかし、B-SGでは「異物」は見つかっていません。C-SGの2ヶ所の損傷については、関電は同SGで見つかった1個の「異物」(金属片)を原因にしようとしていますが、再現性の確認はできず、説得性に欠けています。このためか、別の「異物」が原因の可能性もあるとしていますが、それは見つかっていません。

ところが、一昨年の高浜3号、昨年の高浜4号の細管損傷事故時と同様、調査を継続せず、「異物」特定を放棄して「原因と対策」を出しました。これまで規制委は、特定せず出した「原因と対策」を認めてきました。損傷事故が繰り返されていることに対し、規制委は重大な責任を負っています。「異物」を特定せずに出した「原因と対策」を認めることは許されません。

「原因と対策」を出す前提として、少なくとも以下の点の調査、解明が必要です。関電にまず はこれらを行うよう求めて下さい。

「高浜発電所3号機 蒸気発生器伝熱管の損傷について」。以下「原因と対策」

1. A-S Gで見つかった金属片の筋状痕等の原因を解明すること

A-SGは今回、判定基準を超える細管の損傷は確認されていません。ところが、A-SGで見つかった金属片には、筋状痕などの痕跡が付いていました。これらがどこでどのようにして付いたのか、その原因を具体的に明らかにすべきです。

A-SG、C-SGで見つかった金属片の発生源を特定すること

「原因と対策」では、A-SG、C-SGで見つかった金属片について、系内で使用されていた ものが混入した、あるいは、系外から持ち込まれた可能性は否定できないとするにとどまってい ます。発生源を特定すべきです。

3.「異物」が系外に排出されたと言うのであれば、その根拠を具体的に示すこと

関電は、B-SG、C-SG細管を損傷させた「異物」は海に排出されたことを示唆しています。「定期検査開始後の数日間は復水器回収ラインの通水を行っており、この系統から異物が流出する可能性が否定できない」(2020.9.7 関電報道発表)としています。しかし、定検開始後の同ラインの水量・流量、タービンサンプのポンプの運転実績、タービンサンプ内の点検結果は明らかにされていません。これらが明らかにされた上で、系外に排出されたという十分な根拠が示されない限り、「異物」は系内に留まっているものとして、系内の調査を継続し、全ての「異物」を特定すべきです。

また、同ラインに仮設ストレーナを取り付けなかったことについて、関電の責任が厳しく問われるべきです。

2020年9月25日 避難計画を案ずる関西連絡会

この件の連絡先 美浜・大飯・高浜原発に反対する大阪の会(美浜の会) 大阪市北区西天満4-3-3星光ビル3階 TEL:06-6367-6580 FAX:06-6367-6581